

有事や災害に備えるシェルターの設置の 法整備を求める意見書

昨今の国際情勢は、ウクライナやガザ地区とイスラエル、またベネズエラなどへの米国の突然の攻撃や大統領の逮捕など、世界的な法秩序の崩壊がみられる状況である。我が国に対してもたびたび朝鮮民主主義人民共和国からのミサイルの飛来がある。

このような状況の中、国民保護法では、有事に備えて住民を避難させるための施設を都道府県知事又は政令市の市長が指定することになっており、堺市では、小中学校や体育館、庁舎などが指定されている。しかし、地震や台風のような自然災害の避難所として小中学校の体育館などは適当としても、有事に備えて地下シェルターが整備されるべきであると考ええる。特に原子力発電所を有する我が国のシェルターは、基本的に核シェルターであることが望ましいのは当然のことである。すでに我が国の先島諸島では、有事に備えるための500人規模のシェルターの設置の計画が行われている。これは、基本的に有事になりそうな状況となったときには、県知事と政府とが情報を共有した上で、全島民を旅客機や客船で九州や中国地方に避難させる判断を行うこととなっているが、例えば悪天候時に広域避難の完了までの一定期間、避難誘導に従事する行政職員や避難に遅れる住民等が、要避難地域に留まらざるを得ないことも想定したものである。

しかし、実際にシェルターを建設する際に、現行の建築基準法ではシェルター概念も定義もないことが、シェルター設置の大きな課題となっている。実際に日本核シェルター協会が、つくば市に地下シェルターのモデルを建築する際には、地下シェルターではなく、地下倉庫としてしか建設できなかった。地下倉庫では、実際に人が避難して「居室」として居住することは認められず、シェルターとしての機能は果たせない。また、スイスのような全国民の生命を守るためのシェルターを今から建設するには莫大な費用がかかることから、現在、国は緊急一時避難施設の指定をより一層促進するため、令和3年度から令和7年度までの5年間を集中取組期間として、特に地下施設（地下街・地下駅舎等）の指定を進めているが、例えば堺市の場合は人口80万人の市民に対して、地下施設は地下駅舎4駅、庁舎の地階、地下駐輪場など25か所の合計29か所しか指定されていない。そのため、まったく市民の生命を守るものとなっていない。

シェルター設置の世界各国の状況と比較しても、我が国の状況は大幅に遅れている。これを改善し、しっかりと国民の生命を守る防衛策の一つとしてシェルターの設置を推進することが必要である。そのため国に対し、下記の事項を強く要望する。

記

1. シェルター設置のために必要な法改正や法整備を早急に行うこと。
2. 各自治体に有事の際の緊急一時避難施設の増設を義務付け、国による支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月26日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官

—各宛